

○熊本県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱
(平成 8 年 5 月 24 日告示第 386 号)

熊本県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱を次のように定める。

熊本県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 7 年熊本県規則第 50 号。以下「規則」という。)第 11 条第 6 項の規定に基づき、政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 66 号。以下「条例」という。)第 5 条第 2 項の規定による資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)の閲覧に関し必要な書類を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 規則第 11 条第 2 項の知事が指定する場所は、情報プラザとする。

(閲覧手続)

第 3 条 閲覧者は、情報プラザの受付において、閲覧請求書(別紙様式)に必要な事項を記入し、係員に提出するものとする。

(閲覧方法)

第 4 条 閲覧者は、前条の閲覧請求書を提出した後、資産等報告書等を係員から受け取り、係員の指示に従い閲覧するものとする。

2 閲覧者は、資産等報告書等の閲覧を終了したときは当該資産等報告書等を係員に返却するものとする。

(閲覧者の遵守事項)

第 5 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報プラザには、カメラ、コピー機器及び危険物等他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 情報プラザでは、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第 6 条 係員は、閲覧者が規則又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

別記様式(第3条関係)

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

閱 覧 請 求 書

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり資産等報告書等の閲覧を請求します。

閱 覧 す る 報 告 書 名	閱 覧 年 月 日
	平成 年 月 日

担当者	
確認印	